

死因究明における死亡時画像診断 (Ai) の意義

—司法解剖を経験した交通死遺族との面接にもとづく検討—

白岩 祐子 (東京大学 大学院人文社会系研究科, shirayu@l.u-tokyo.ac.jp)

唐沢 かおり (東京大学 大学院人文社会系研究科, karasawa@l.u-tokyo.ac.jp)

The significance of the autopsy imaging (Ai) in Japanese corpse examination:
From the interview with a bereaved family of traffic accident experienced judicial autopsy
Yuko Shiraiwa (Graduate School of Humanities and Sociology, University of Tokyo, Japan)
Kaori Karasawa (Graduate School of Humanities and Sociology, University of Tokyo, Japan)

Abstract

Previous studies have revealed that the bereaved family of crime are deeply hurt by judicial dissection. In order to control the psychological stress, they tend to adopt a strategy to focus on procedural problems in judicial dissection and propose measures for improvement. However, the present study, in which we collected detailed narratives from a member of traffic accident bereaved family with an interview method, suggested that the dissection itself is extremely strong damage to the bereaved family, and that introduction of another inspection method to investigate the cause of death replacing dissection is necessary. Based on the analysis of the interview, we proposed a new method called Ai (autopsy imaging) and discussed the benefits.

Key words

autopsy imaging, forensic dissection, computed tomography, magnetic resonance imaging, right to know

死に直面して遺族はしばしば原因を自身の言動に求め自らを責める傾向にあるが、解剖後は遺体さえ守ってやれなかったと自責の念を強める遺族も少なくない。

1. はじめに

1.1 司法解剖と遺族

犯罪捜査や死因確定のため、犯罪性ありと判断された遺体を解剖することを司法解剖という。刑事訴訟法 168 条にもとづき、警察官らが必要と判断し裁判官が許可した場合、司法解剖は主として大学法医学教室の医師に嘱託される(武市, 2003)。司法解剖には強制力が伴い、実施に際して遺族の承諾は要しない。遺体は頭部、胸部、腹部の皮膚を切開され、臓器を肉眼で確認したのち摘出され、空となった体幹部には詰め物がなされる。とり出した臓器から各標本を作成し、数ヶ月かけて組織検査などをおこなったのち鑑定書が完成する。

遺族、とりわけ犯罪により家族を失った遺族にとって遺体は愛惜の対象であり、その損壊につながる司法解剖はとうてい受け入れ難い手続きである。「無残に生命を奪われて、なお身体を傷つけられるなど絶対に受け入れられない」という遺族の心情は手記やルポタージュにもたびたび綴られてきた(朝日新聞, 1998; 地下鉄サリン事件被害者の会, 2004; 藤井, 2007; 本郷, 2003; 酒井・酒井, 2004)。

解剖された遺体との対面は遺族にいつそうの打撃と悲嘆をもたらす。剃髪された頭部。生前の面影を失った顔つき。縫合跡、その粗さ。解剖前とは一変した姿を目にして受けた衝撃は長期にわたり遺族に強い影響をおよぼし(小西, 2001)、安らかとは言い難い故人の表情を目にした記憶は、フラッシュバックを引き起こすなど深刻な精神的外傷になると考えられている(新, 2009)。家族の

1.2 先行研究と新しい検査法の出現

司法解剖にはもちろん意味と目的がある。被害者の死因や死亡状況を明らかにすることは、被疑者を特定し公判を維持するために必要な手続きである。これらは遺族が求めることでもあり、また望まなくても強制執行されることから、結局のところ遺族は司法解剖を受け入れることを余儀なくされてきた。

こうした状況が公言されるようになったのは 2000 年頃からである。司法解剖の進め方が遺族の視点を欠いていると指摘され(地下鉄サリン事件被害者の会, 2004)、メディアがこれを取り上げた(朝日新聞, 1998)。実際にサリン被害者の解剖に携わった都内の大学法医学教室が、遺族のこうした声に応えるかたちで遺族調査を実施し(武市・吉田・稲葉, 2004)、のちに続く遺族の視点にもとづいた司法解剖研究の端緒となった。一連の研究があらためて明らかにした内容を列記すると以下のようになる。

すなわち、多くの遺族が①遺体の損壊をもたらす解剖に拒否感を抱いており、②解剖による遺体の変化を経験し、③故人と過ごす残り少ない時間が奪われたと感じ、④解剖目的などについて警察官から十分な説明を受けておらず、⑤遺体が粗雑に扱われたと感じ、⑥解剖を待つ間の待合室がなく、⑦解剖場所から自宅や葬儀場への、ときに十万円を越す高額な運搬費を遺族が負担しており、⑧解剖結果の開示や説明を受けておらず、⑨所持品や解剖時に摘出した内臓の返還を受けていない、などの経験をしていることが明らかになった(新, 2009; 緒

表 1：遺族に苦痛をもたらす解剖の諸要因

解剖そのものに存在する要因 (一次要因)		
大分類	中分類	対応状況
遺体の損壊		-
遺体の変化 (新しい傷、剃髪、色調など)		-
一緒に過ごす時間の縮減		-
解剖手続きに存在する要因 (二次要因)		
大分類	中分類	対応状況
不適切・不十分な説明		パンフレットの作成・配布 (警察)
		冊子の作成・配布 (東京大学)
遺体の粗雑な処遇	扱い方	-
	解剖場所	-
待合室がない		設置・完備 (東京大学)
遺族の費用負担	死体検案書	-
	遺体運搬費	予算化 (警察)
死因が開示されない		法医学者が説明 (東京大学)
		死体検案書に記載 (千葉大学)
所有物が返還されない	所持品	返還へ (警察)
	内臓	-

注: 新 (2009)、緒方他 (2003)、武市 (2003)、武市他 (2004)、辻村 (伊藤) (2010; 2011; 2015) をもとに作成した。

方・西・前田, 2003 ; 武市, 2003 ; 武市他, 2004 ; 辻村 (伊藤), 2010; 2011; 2015)。これらにたいする方策としては、司法解剖の趣旨を詳述した冊子を配布すること、待合室の設置・改良、執刀した法医学者から遺族に一定の条件下で説明することが、一部の法医学教室で導入された。また専門のコーディネータを配備することも提案されている (新, 2009 ; 辻村 (伊藤), 2015)。以上の内容を表 1 に要約した。

これらの研究がめざしているのは、解剖が避けられない手続きであることを前提に、その進め方における諸改善をはかり、遺族の受ける心理的苦痛を緩和することにある。つまり、解剖そのもの (一次要因) に起因するダメージではなく、解剖にかかわる法制や運用 (二次要因) が遺族におよぼしているダメージに着目し、そこでの問題点と必要な措置を論じたものである。しかし近年、司法解剖をとりまく情勢は劇的な変化を遂げ、「解剖は避けられない」という上記の前提そのものが大きく変わろうとしている。

2000 年、死亡時画像診断 (autopsy imaging: Ai) と総称される非破壊検査法が病理学者によって提唱された (海堂, 2008)。Ai とは、コンピュータ断層撮影法 (computed tomography: CT) や磁気共鳴画像法 (magnetic resonance imaging: MRI) などの装置を用いて遺体を検査し、死因究明に役立つ手法をいう (オートプシー・イメージング学会, 2012)。Ai の登場により、解剖は不可避であるという前提が変わりつつある今、解剖そのものに起因する

ダメージと、解剖の手続きがもたらす遺族の精神的苦痛とを区別し、前者についても掘り下げて検討することは、今後の政策的論議に遺族の視点を反映させていくうえで不可欠といえるだろう。

1.3 本研究の目的

以上の議論にもとづき本研究では、①遺族に苦痛をもたらす、解剖そのものに存在する要因 (一次要因)、②新しい検査法が遺族からどう受けとめられ、どのようなベネフィットがあると考えられているか、③解剖の手続きに存在する心理的苦痛の要因 (二次要因) を把握することを目的に、実際に司法解剖を経験した交通死遺族との面接をおこなった。本稿ではその内容を示したうえで、遺族の語りから浮かび上がってきた上記の論点を整理・検討する。はじめに本事件の概要と経過を示す。

2. 事件概要と経過

2.1 事件概要

2001 年 10 月某日、A さん (30 歳代、女性、看護師) は高速道路を走行中、飛び出してきたキツネを避けようとして中央分離帯に衝突し、弾みで半回転し追い越し車線に横向きに停止した。携帯で連絡をとろうとしていた約 2 分後、3 台目の後続車 (後続車 2 台は停止していた) が減速せず追突。A さんは頭部を損傷し死亡した (北海道新聞, 2001)。

2.2 刑事裁判の経過

事件から約一年半後の2003年3月、地検は3台目の後続車運転手を起訴。提出された司法解剖鑑定書のなかではAさんの死因が特定されておらず、被告人は無罪を主張した。裁判所は休廷し、司法解剖鑑定書とは別に工学鑑定⁽¹⁾を実施。これによりAさんの死因（頭蓋底輪状骨折など）が明らかになると被告人は無罪の主張を撤回した。判決は禁錮1年、執行猶予3年。地検は控訴せず刑は確定した。

2.3 民事裁判の経過

前掲のとおり、本件は被害者が高速道路上でロードキル⁽²⁾を避けようとして発生した事故である。現場付近ではキツネなど中・小動物の侵入によるロードキルが多発しており、旧日本道路公団（現東日本高速道路株式会社）は現行の柵では侵入防止できないことを認識しながら対策を怠ったとして⁽³⁾、2004年9月、両親は運転手とともに旧公団を民事提訴した。2007年7月、地裁は両親の訴えを退け旧公団の責任を認めないとする判決を下す。両親は控訴。2008年4月、高裁は両親の訴えを認め旧公団の瑕疵を認定した。旧公団は上告。2010年3月、最高裁は高裁判決を破棄、両親の請求を棄却する逆転敗訴の判決を言い渡した。争点となった専用柵は中・小動物の侵入防止に有効であるものの、設置が標準化されているとまではいえないこと、などがその理由とされた（北海道新聞、2010）。なお運転手の損害賠償責任は認定されている。

3. 面接：遺族の経験した司法解剖

高速道路での安全走行と野生動物保護のためのとりくみを、民事裁判をとおして遺族が旧公団や社会に呼びかけた点が本件の主たる特徴である。また、当該地域の交通死では珍しく司法解剖が実施され、遺族にいつその悲嘆をもたらした事件でもあった。一連の刑事司法手続きのなかで遺族が経験したこと、Aiにたいする意見を知ることがを目的に、2016年11月、第一筆者がAさんの母親（70歳代、元看護師、事件当時50歳代）に約1時間の半構造化面接をおこなった。ご本人の承諾を得て、以下にその内容を再現する。順序を入れ替えるなど一部のみ再構成している。

3.1 病院にて

駆けつけた病院で、娘はすでに霊安室に、裸のまま白いシーツをかけられて横たわっていました。「傷をみてほしい」、娘にそう言われている気がして、どこに損傷を受けたか調べました。少しの擦り傷とシートベルトの跡。あとは左の耳から膨大な出血があり、頭のなかにダメージを受けたのだと確信しました。娘の身体に自分の着ていた服を着せました。娘が自宅へ戻るとき⁽⁴⁾、「帰るのはしんどい」と何度も言っていたのに、私がかきつく帰るべきだと言ったのです。そのことを悔やみました。

別室で医師の説明を受けるとき、夫は血圧が上昇して

処置室へ行かねばならなくなり、説明は私と次女とで受けました。医師からは、キツネが飛び出してきて娘がハンドルを切った2分後に、車がぶつかっていったと直後の車の運転手が証言した旨、聞かされました。医師から話を聞いている間、説明もないままに娘は別の場所へ運ばれてしまいました。娘を連れて帰ります、と言ったところ、警察が連れて行きました、と言われました。

3.2 警察にて

指定された某高速道路警察隊に行きました。娘はどこにいるのか尋ねると、広い駐車場の中にあるトイレのような小屋を指さされました。明日解剖をするから、連れて帰れないし、合わせることもできません、と言います。警察官と私が押し問答をしている間に、夫と娘婿が、娘のために、と言われ解剖に同意したようで、ご家族が判を押したのだから取り消せない、と言われました。それはおかしい、私は反対しています、解剖しないでいいんです、娘を帰してください、と何度も伝えても、「明日、お返しします」と。

看護師をしていた娘は解剖に立ちあつたこともあり、その実態をよく知っていました。解剖された部位（脳、内臓など）はほとんど残らないということも。娘は、自分が死んでも絶対に解剖しないでほしい、と私に約束させていました。娘との約束があるから取り消してほしい、警察官にそう何度も伝えましたが、「できません」の一点張り。断腸の思いで諦めました。

もう一度会いたい、娘に謝りたいと思いましたが、規則だからと取りあつてももらえません。すでに鍵をかけているし、その小屋に近づくこともしてはいけない、と言います。まるで犯人のような扱いでした。そばに行くだけでいい、あなたにも子どもがいるなら私の気持ちが分かるはず、小屋の前まで行かせてほしい、とお願ひしましたが、それさえ拒否されました。解剖に立ちあわせてほしいともお願ひしましたがダメでした。解剖は、人生の最後に本人の意に沿わない手術をされるのと同じこと。見守りたかったし、どんな扱いを受けるのか見守っていたいと思ひました。せめて解剖室の前に居させてほしい、終わるまで待たせてほしい、とお願ひしましたがそれも受け入れてもらえませんでした。「ごめんね。明日むかえに来るから。暗いところに本当にごめんね」その場で娘にむかって大きな声で謝るしかありませんでした。

翌日こちらから何度も電話をかけ、やりとりのなかで棺を持ってくるよう言われ、夕方むかえに行きました。きれいだった身体も頭も包帯で巻かれて一変していました。髪が血で汚れていたのを「洗ってあげる」と病院で約束していたのに、もうそれもできません。首にも包帯が巻かれ、そこから縫い跡がのぞいていました。釣糸のようなもので雑に、醜く縫合されていました。かつらを買って、できるだけ頭の包帯を隠しました。せめてもの娘へのお詫びでした。ピンクの着物をきせ、その上に結婚するときは披露宴で着たいと言っていた紫のドレス

を掛けました。娘の友だちが、よく似合う花冠を被せてくれました。けれども、娘の頭の後ろの骨は欠けたままでした。解剖で外した骨を、返してくれなかったのです。お別れするまでの3日間、娘のまぶたから涙が落ちるのを見ました。正義感の強い娘だったのです。

遺体が運ばれた高速道路警察隊で事件の説明を受ける際、どうしても解剖するというのなら、解剖鑑定書ができたときには必ずみせてほしい、とお願いしていました。なんども催促し、半年くらいして自宅に持ってきてくれましたが、封印してあり、中身は見せられない、遺族の手で供えることもできないと言われ、警察官が仏前に供えましたが、とうてい娘に報告できるものではありませんでした。この鑑定書については、第一回の公判後、情報開示請求をしてようやく手にすることができましたが、ほとんど黒塗りで内容は分からないままでした。

3.3 刑事裁判

一番悔しかったのは、娘のためにとって警察官が私たちに解剖を承諾させたにもかかわらず、その鑑定書が役に立たなかったことでした。国立大学の教授が鑑定したその内容は、「～かもしれない」と、どちらにもとれるような書き方となっており、被告人（3台目の自動車の運転手）側は無罪を主張しました。裁判所は別途、工学鑑定をおこなうため休廷にしました。その間こちらでも、情報開示されたすべての警察関連資料で独自に、工学鑑定を自動車大学の教授に、医学鑑定を法医学、交通医学専門の医師に依頼しました。

その工学鑑定書、医学鑑定書を見て、また鑑定した専門家のお話をお聞きして、解剖はまったく必要なかった、と確信しました。事故の態様、死因、ほぼすべてが工学鑑定によって明らかになったからです。脳幹部に損傷を受けたことが娘の死因でした。裁判所が依頼した工学鑑定の結果も明らかとなって、被告人はそれまでの無罪の主張を引っ込めました。解剖はなんのためにおこなわれたのでしょうか。薬物やアルコールの影響を疑うなら採血で十分だったはずです。娘の身体を切り刻む必要はどこにもなかった。もともと、目撃した人がいる、事故原因も分かっている、それなのに、家族が拒否している解剖をする必要がなぜあったのか。はじめから工学鑑定をすればよかった、娘は必要のない解剖をされた、という思いだけが残りしました。

検察事務官に尋ねたことがあります。なぜ解剖が必要なのか。マニュアルにそう書いてあるのでしょうか？という問いに、そうだと答えました。すべての証拠、すべての捜査は加害者のためにある、とも言っていました。これは警察による捜査のときも同じで、事故の実況見分にも立ちあわせてもらえませんでした。遺族が立ちあえば加害者の人権を侵害する、加害者が動揺する、捜査の妨げになる、別の車両を用意しなければならない、というのがその理由でした。車なんて用意しなくていい、加害者がどんなことを言ったのか教えてほしいと尋ねても、加害者の人権があるから教えられない、と言われました。

それなら亡くなった娘には人権はないのか、そう思いました。

3.4 司法解剖と Ai

病院外で人が亡くなった場合、死因を特定し、亡くなった人の権利を守るために、解剖が必要だということは認識しています。犯罪なのに自殺とされてしまった、交通死を病死とされてしまった、そうしたことが原因で苦しんでおられるご遺族がいるわけですから、そのような場合、解剖が必要であることはよく理解できます。ただ私の娘の場合には、今も、解剖は必要なかったと思っています。それは、目撃者もいて、事故原因も分かっている、という、先ほど述べた理由からです。まったくの不審死は別ですが、交通死では、必要のない解剖はするべきではない、私はそう考えています。

そのこととは別に、ずっと考えていることがあります。解剖の必要性について知りたくて、事件のあとインターネットで調べました。それで Ai のことを知りました。Ai は 2000 年頃に提唱された新しい死因究明法で、はじめに CT や MRI などを使って、亡くなった人の外側から全身の内側を検査し、必要があれば解剖へ進むというものです。最近では 3D の CT によってかなり鮮明な三次元画像も作成できるようです。CT では死因を特定できなかった場合、ご遺族に具体的な説明をして解剖に進むことにすれば、ご遺族にも受け入れられるのではないかと、そう言われています。このような手順をふんで解剖していただけるのなら、遺族は納得できると思うのです。それに写真さえ撮っておけば、30 万円ほどかかりますが、あとから解析することもできます。今のところ高額ですが、普及すれば安価になるでしょう。後遺症の残った人があとから救済を受けるうえでも役に立つはずです。

死因究明のために解剖は必要。でも、しなくてもいい解剖というものがある。そして、解剖の前に CT や MRI を実施することは遺族に救いや納得をもたらす。このことを多くの方に知っていただきたいと願っています。

4. 解剖そのものに存在する要因（一次要因）

面接が一貫して伝えているのは、承服し難い解剖を受けた経験が事件から 15 年を経た今も母親におよぼし続けているダメージの峻烈さである。

4.1 生命と人格の知覚

一般的に遺族、とりわけ女性の解剖にたいする嫌忌はきわめて強い。このことは、ある遺族が口にした「死んでたって、(私たちにとっては) 生きてるんです」という言葉（朝日新聞, 1998）に集約されている⁽⁵⁾。

母親は、「傷をみてほしい」という娘の声を聞き、何も身につけていなかった身体に服を着せ、汚れた髪を洗ってあげると約束し、解剖させないという約束を守れなかったこと、暗いところに置き去りにしていかねばならないことを娘に詫げる。母親は遺体に娘の心を見出し、生き

ているときそのまま娘との対話を重ねる。生命と人格を宿した存在として娘の遺体に接することは、周囲の人にも同じように尊厳をもって接してほしいという願いにつながっている。Aさんが生前拒否していた解剖を受けることは、母親のこうした願いからもっとも遠いところにある出来事であったらう。

4.2 「解剖する意味」の欠如

本件では、死因がある程度明らかであったことも母親の忌避感を強めている。つまり、死亡状況は目撃者の話から明らかであり、また耳からの大量出血を見て、かつて看護師をしていた母親はおおよその死因を掴んでいた。死亡の状況も原因も分かっていたら、遺族にとって解剖する意味はない。それでももし、解剖によって死因が確定していたならば、「解剖には一定の意味があった」と納得することもできたらう。しかし「娘のため」と言われやむなく受け入れた解剖は結果的にほとんど新しい情報をもたらさなかった。

司法解剖の死因究明率は7,8割程度とされており(海堂, 2011)、解剖で死因が特定できないことは元来それほど珍しいことではない。けれども、こうした平均値は一回性の経験をしている遺族には意味のないものであろう。解剖が新しい情報をもたらさなかったことは必然的に、「死亡の状況や原因は明らかなのになぜ解剖されなければならないのか」という当初の問い、すなわち解剖に意味を求める問いに母親を再び向きあわせることとなった。

現状、犯罪死を疑われる遺体すべてが解剖されているかといえば、決してそうではない。わが国の異状死体の解剖率は11.2%⁽⁶⁾と先進諸国のなかでは最低水準となっている(警察庁, 2012)。法令上、交通死遺体も司法解剖の対象になりうるが、実務上は検視⁽⁷⁾だけで処理されることが多く、司法解剖されるのはひき逃げなど主として死因が分からない場合に限られる(支倉・杉山・村松・米村・太田・市瀬, 1984)。本件には目撃者がいたことから、時期や場所が違っていれば検視で終わっていた可能性が高い。母親が面接をとおしてもっとも伝えなかったのは、こうした解剖率の低さにもかかわらず、娘の遺志に反して解剖が強行され、そのことに意味を見出そうとして見出せなかった無念と痛みであろう。そのうえ被告人は実刑すら科されていない。

4.3 小括

解剖そのものがおよぼすダメージは、遺族が受ける苦痛の根幹であることが示唆された。この苦痛は主として、遺族が「生きて心をもっている」と知覚している故人の身体に強制的にメスが入り内臓などが摘出されることに起因しており、解剖によって死因が確定できなかった場合にはより悪化することが示された。さらに交通死の場合、解剖を経て事件が起訴されても被告人には執行猶予がつくことが多い。これらの要素は解剖や交通司法がもつ特徴そのものに起因しており、それによるダメージは仮に手続き上の諸問題を取り除いたとしても解消するこ

とはできないだろう。これにたいしAさんの母親は自ら、Aiというひとつの解を示している。

5. 死亡時画像診断 (Ai) の導入

面接で語られたのは、検視からただちに解剖へ進むのではなく、間にCTなどの画像検索・診断を介在させてほしい、ということであった。

5.1 政策上の利点

Aiの登場により、従来の「検視→解剖」という二段階から、「検視→CT→解剖」という三段階への変化が生じつつある。つまり、解剖へ進むのはCTによって死因を確定できない場合、あるいは遺族が納得しない場合だけ、という新しいパターンが生まれている(海堂, 2008; 2011)。

CT⁽⁸⁾によって、体表を見るだけでは分からない骨折や内出血などの情報が得られることから、スクリーニング検査として解剖の要否を判断したり、解剖では把握できない情報を補完したりできるほか、母親の指摘どおり、第三者があとから画像を見直せるという利点も存在する(日本医師会死亡時画像病理診断活用に関する検討委員会, 2009; 死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会, 2011)。

解剖は死因究明の最終手段ではあるが、一体25万円と高コストであり、また慢性的な法医学者不足が解消する見通しはなく(山本, 2016)、現場の疲弊も報告されている(岩瀬・柳原, 2007)。一方CTは一体5万円と低コストであり、撮影できる人員も多い(海堂, 2008)。死後CT画像の読影には高い専門性が求められ、この点は最大のネックだと考えられてきたが、近年、専門の放射線科医を集約して全国から鑑定を受けおうAi情報センターが設立され(海堂, 2012)、この問題も物理的には解消されつつある。

捜査現場でははやくから死後CTが要請され(海堂, 2008)、警察庁では2007年からCT予算を措置してきた。しかし導入は局所にとどまり、また死因究明制度が抜本的に見直されるには至らなかったため、これ以降も犯罪死の見逃し事案が相次いだ。CTを介在させることで人員と予算の問題をクリアしつつ、これまでならば検視で見逃されていた犯罪死が発見されやすくなるとの気運が再び高まり、2011年には警察庁で、2014年には死因究明等推進計画のなかで、Aiを積極的に活用していくことが提言されている(犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会, 2011; 内閣府, 2014)。

5.2 遺族にとってのベネフィット

Aiの導入は遺族にも大きな変化をもたらす。第一に、死因が特定されてCTのみで終わる場合、遺族の精神的負担は大幅に緩和されることになる。もとよりAiは遺族にやさしい検査法だと考えられてきた。Aさんの母親がAiを支持するのも、これが非破壊検査であり遺体に負担をかけない点を評価しているからである。第二に、解剖に

進むとしても、CTを間にはさむことで遺族は解剖を受容しやすくなる。Aさんの母親も、CTを介在させることで、解剖にたいする遺族の納得感は改善する可能性がある」と述べている。またCT画像にもとづいて視覚的な説明がなされれば、遺族は解剖の必要性を理解しやすくなるだろう。

以上はAiの導入後ただちに得られる利点であるが、制度と体制が整えば、Aiは次のような利点も遺族にもたらさう。第三に、解剖する場合でも、CT画像にもとづいて部位を絞った低侵襲な解剖が可能となる。これも遺族の苦痛を軽減することにつながるだろう。第四に、死因究明における地域格差が解消される。遺族は解剖を嫌忌するが、故人がなぜ亡くなったのかを知りたいと願いもする。現状、司法解剖の実施率には大幅な地域格差が存在し（犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会，2011）、本当の死因にアクセスできない遺族が多いことも事実である。CTであれば、離島を含め日本各地に1万台以上が整備されており、その設置台数は世界一といわれている（塩谷他，2012）。Ai情報センターなどの設立により撮影場所とは離れたところでも画像読影できるため、全国どこでも標準的なレベルで、故人の死因を知りたいという遺族の要請に応えることがで

きるようになった（山本，2016）。第五に、Aiによって死因を知る遺族の権利を迅速に満たすことができる。結果が判明するまでに時間のかかる解剖とは違って、数時間以内という即時性をもって検査結果を遺族に説明することができるからである（死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会，2011；日本医師会死亡時画像病理診断活用に関する検討委員会，2009）。

5.3 小括

Aiは遺族に複数のベネフィットをもたらすと考えられ、とくにAさんの母親からは、①遺体に負担のない方法で死因を特定しう、②解剖される場合でも遺族は納得しやすくなる、などの利点が挙げられた。このことから、Aiは政策上さまざまな利点があることに加えて、解剖に起因する諸問題を抜本的に解決する代替手段となりえ、遺族からの支持を得やすい検査法だと言えるのではないだろうか（表2）。

しかしながら現状、Aiを反映した死因究明のための統一的な法や体制は整備されるに至っていない。日本では戦後、司法解剖・行政解剖・病理解剖など管轄や強制力の異なる複雑な解剖制度が敷かれてきたことに加えて、Aiは予算に絡む問題でもあり、その財源を確保したり、

表2：遺族に苦痛をもたらす解剖の諸要因（追記）

解剖そのものに存在する要因（一次要因）		
大分類	中分類	対応状況
遺体の損壊	生命・心の知覚 「意味」の欠落	CT・MRI（案）
遺体の変化 （新しい傷、剃髪、色調など）		
一緒に過ごす時間の縮減		
解剖手続きに存在する要因（二次要因）		
大分類	中分類	対応状況
不適切・不十分な説明		パンフレットの作成・配布（警察）
		冊子の作成・配布（東京大学）
解剖前の最後の時間が確保されない		-
遺体の粗雑な処遇	扱い方	-
	解剖場所	-
待つことが許されない		-
待合室がない		設置・完備（東京大学）
遺族の費用負担	死体検案書	-
	遺体運搬費	予算化（警察）
死因が開示されない（Ai情報も）		法医学者が説明（東京大学）
		死体検案書に記載（千葉大学）
所有物が返還されない	所持品	返還へ（警察）
	内臓	-
	遺体の一部	-

注：白地箇所は本稿で新たに示された論点である。

関係各所の役割と利害に配慮しつつ制度を統合していくことは確かに容易なことではない。そのような状況でも、上記のベネフィットを確実に遺族にもたらす体制を、国レベルで早急に整備していくことが求められている。

6. 解剖手続きに存在する要因（二次要因）

6.1 死因の非開示

前掲のとおり、遺族は故人の死因を知りたいと願う存在でもある。Aさんの母親も、解剖する以上結果をはやく知らせてほしいと警察に依頼していたが、半年後に得られた鑑定書は封印されており読むことができなかった。

実際、遺族が公判前に死因を知ることはむずかしい。刑事訴訟法47条は、訴訟資料を公判前に公にしてはならないと規定しており、解剖結果はこの訴訟資料に含まれるためである(高野, 2011)。事件の起訴・不起訴が決まり、情報開示請求をしないかぎり、遺族は解剖鑑定書を手にすることができない⁽⁹⁾。公判前、封印した鑑定書を母親に届けたことは、警察としては現行法下で最大限に譲歩した結果であったといえるだろう。

同条は暴露事実の外部漏出、すなわち真犯人しか知りえない事情が外部にもれると捜査に支障を来たしうることが根拠とされている(辻村(伊藤), 2015)。しかし、交通事故において遺族が被疑者となる可能性は、一般的にみてほとんどないといっていだろう。こうした観点から武市他(2004)は、遺族にも同条を一律に適用するのは不合理であり、被疑者でないことが明らかな場合、遺族の知る権利は制約されるべきではないと指摘する。武市他が所属する法医学教室では2008年以降、遺族の求めがあり捜査関係者の許可が得られた場合、被疑者でないことが明らかな遺族には解剖所見と死因を説明する運用をおこなっている(朝日新聞, 2008)。ただ、こうした対応は依然として少数例にとどまっている。

2012年に死因究明二法⁽¹⁰⁾が制定された際、「警察は遺族に死因を説明する」旨が参議院内閣委員会で附帯決議された。そののち策定された死因究明等推進計画のなかでは、死因情報を遺族に説明していくことが警察庁の役割として明記されるに至っている(内閣府, 2014)。しかしながら二法は死因を知る遺族の権利、まして公判前に知る権利を保障したものではない(東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会, 2014)。つまり、死因非開示の原則は、Aさんが死亡した2001年から現状までほとんど変わっていないということになる。

本件のように事件から起訴まで一年半と長期におよぶ場合、遺族の受ける不利益はとくに大きいものとなる。この問題はさらにAiの導入によって顕著となるだろう。というのは、検査の即時性という利点をもつAiが実施されたとしても、公判前の開示を禁じる同条がある限り、そうしたアドバンテージは発揮されないことになるからである。Ai情報を起訴資料と位置づける限り、死因の早期開示という先に示したAiのベネフィットは実現しないと言えるだろう。

6.2 最後の時間であることへの無配慮

解剖を拒否できないことを知った母親は、娘にそのことを直接詫びるため小屋の近くへ行かせてほしいと望むが、受け入れられなかった。それ以前、Aさんの遺体は遺族に知らされないまま病院から警察施設に運ばれ、そのまま小屋に安置されて近づくことを禁じられており、母親は解剖前の最後の姿だと知ったうえで娘と別れを交わすことができていない。解剖前、剃髪されず縫合跡もない、生前のままの姿の娘に触れ抱きしめて対話する時間がもし確保されていたなら、母親の悔いはこれほど強いものにはならなかったかもしれない。

本件ではまた、娘が解剖されている間そばにいたい、という母親の希望も受け入れられなかった。遺族は一般に、できるだけ故人の近くに、できるだけ長くいてあげたいと願うものである。現状、解剖が終わるのを待つ遺族のための待合室が、多くの法医学教室では設置されていないことが問題視されており(辻村(伊藤), 2015)、本件のように、解剖が終わるまで待つことすら認められないのはそれ以前の問題といえるだろう。都内の法医学教室では待合室、それも解剖室との内線電話や冷暖房を備えた部屋が整備されるに至っている。一方、待合室をもたない法医学教室がある道府県の遺族や、本件のように、おそらく地理的な事情から大学の法医学教室以外の場所で解剖を受け、待つことも許されなかった遺族の存在を鑑みると、地域格差は予想以上に大きいものと考えられる。

6.3 遺体の粗雑な処遇

遺体をモノとして扱わないでほしい、というのはすべての遺族に共通する願いであろう。Aさんが安置された場所について母親が述べた「駐車場の中にあるトイレのような小屋」という表現には、ふさわしくない場所に娘の遺体が安置されていることへの暗黙の不同意があらわれている。遺体の扱い方や解剖される場所・建物については、他の遺族からも同様の言及がなされてきた(新, 2009)。生きている人間が相手であれば使われることのない粗末な設備や隔離された場所で処置された経験は、「遺体がモノのように扱われた」という遺族の印象をいっそう強めているものと考えられる。

遺体はまた、少なくとも可視範囲において欠けることなく遺族に返還されることが望まれる。Aさんの場合、帰された遺体は後頭部の骨を欠いていた。遺族は故人の指の一本、骨の一本にも愛着を寄せ、欠落があれば、死そのものとは異なる種類の悲嘆を経験する。飛行機事故など遺体損傷の激しい事例では、散逸した遺体部位を遺族は数か月以上かけて探すことを厭わない(飯塚, 2015; 8・12連絡会, 1987; 野田, 2005)。家族の不完全遺体を火葬して見送ることのつらさは、これらの事例からも明らかだろう。

6.4 小括

この先Aiにより死因究明制度が大幅に変わるとしても、

解剖が存続する以上、死因究明が遺族にとって過酷な経験であることに変わりはない。本面接からは、①解剖前に遺族が故人と向きあう時間が確保されること、②遺体がふさわしい場所で安置・解剖されること、③解剖中そばにいたいという心情が尊重され、④待合室の設置が進められること、⑤ Ai 情報も含む死因が起訴・不起訴の決定前に遺族に開示されること、さらに、⑥遺体が欠落なく遺族に帰されることの重要性が示された (表 2)。先行研究で指摘された諸課題とあわせ、こうした点を反映した新しい死因究明制度を確立していくことが必要である。

7. おわりに

本稿が主として着目したのは、これまで検討されることのなかった解剖そのものが遺族におよぼしている心理的苦痛と、これを抜本的に解消しうる検査法の可能性であった。その最大の利点は、解剖せずに死因究明できる遺体が一定割合生まれることにある。A さんの母親が伝えているように、解剖そのものが遺族におよぼす破壊力は打ち消し難く、おそらくどのような制度や配慮をもってしても、遺族が受けた衝撃をなかったことにすることは不可能であろう。Ai は部分的ではあっても、遺族にこうしたダメージをもたらす解剖にとって代わることができる。また次善であっても、Ai により遺族の納得感は増す可能性がある。解剖されるとしても、とりうる手段が尽くされた、あるいは、これならば解剖もやむをえない、という理解が増すことで、解剖にたいする遺族の受容は改善しうるからである。

これまで少なくない遺族が解剖、ならびにその手続きに起因する苦痛に言及してきた。このうち前者の問題を Ai が解消しうることに触れ、遺族からみたそのベネフィットを語った A さんの母親の言葉は重く、その内容を学術面・政策面から考察していくことはもはや不可避の課題だと言えるだろう。「解剖することを前提とした遺族ケアのあり方」というこれまでの限定された枠組みから、「遺族の権利を充足する新しい死因究明制度とはどのようなものか」へと、問題設定は本稿により大幅にひろがったと考えられる。

家族の不慮の死を、現実感をもって認識するようになるには長い歳月を要する。これは文字どおり呑めないものをのみこむようなプロセスであり、遺族は悲しみのなかで、故人はもう戻らないのだという事実と少しずつ向きあっていく。こうした遺族の心的時間とは無関係に、司法解剖は被害者を知った直後、死の認識に向けた一歩さえまだ踏み出せていない遺族に告げられ、故人とすこす残りわずかな時間さえ遺族から奪ってきた。新しい検査法の出現によりこうした事態を受忍し続ける必然性はなくなったいま、遺族の声と医療技術の進歩に、今度は政策がどう応答していくのかが問われている。近い将来、Ai を組み込んだ新しい死因究明制度が実現したときようやく、娘になされた解剖の意味をめぐる母親の問いは終わるのかもしれない。

謝辞

本稿は JSPS 科研費 (17K04310) の助成を受けた。執筆に際して貴重な助言を下された金丸隆太先生 (茨城大学) に記して感謝申し上げます。

注

- (1) 実況見分調書など警察の捜査資料にもとづき、事故の状況や原因を把握するためにおこなわれる。
- (2) 道路上で野生動物が車両に衝突したり、礫過されたりして死亡することをいう。日本の高速道路だけで年間およそ 3 万 5 千件のロードキルが発生している (北海道新聞, 2006a)。
- (3) 2001 年当時、現場に設置されていたのはシカなど大型動物用の柵であり、同年には付近 17 km 以内だけでキツネを主とする 69 件のロードキルが発生していた (青野, 2008)。旧公団は少なくとも 1989 年時点で、同型の柵では中・小動物の侵入を阻止できないこと、専用柵の設置が有効であることを認識していたが、対策はとられていなかった (北海道新聞, 2006b)。最高裁で審理中の 2009 年にも、同じ高速道路上でロードキルに絡んだ死傷事件が発生している (北海道新聞, 2009)。両親は、事件直後に警察官から「キツネなら轢けばよかった」と言われたことが民事提訴にふみきる一因になったとふりかえり、「人間の生命も野生動物の生命も守ってほしい」という娘の声を聞きながら裁判をたたかかってきたと述べている (北海道新聞, 2007; 2008)。
- (4) 本件は A さんが、両親のいる実家から車で 2 時間ほどの自宅へ戻る途上で起きた。
- (5) 遺体に生命の兆しを見出すことには一定の根拠がある。いわゆる死の 3 徴候 (呼吸停止、心停止、瞳孔散大・対光反射消失) にもとづいて死が宣告されたとしても、身体のすべての細胞が死に、機能を失ったことを意味するわけではないからである。実際、死亡宣告後に髪やひげが伸びたりすることはよく知られている。つまり、「死の瞬間」といったものが厳密に存在しているわけではなく、生と死は便宜上、法や慣例によってある程度妥当なところで線引きされているにすぎない (養老, 2014)。
- (6) この数値には行政解剖 (犯罪性のない死因不明遺体への解剖) が含まれる一方、交通関係は含まれていない。交通死遺体の解剖率は明らかにされていない。
- (7) 犯罪死かどうかを判断するため、警察官などが遺体の状況を目視で確認することをいう。
- (8) イギリスでは MRI が解剖の代替手段として導入されている (塩谷・河野・菊地・早川, 2012)。
- (9) 不起訴の場合かつて情報は非開示であったが、代替性のない客観的資料に限り、民事裁判で用いる (2000 年以降)、被害者参加対象事件である (2008 年以降) などの要件を満たせば、不起訴記録も開示されるようになった。
- (10) 「死因究明等の推進に関する法律」と「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」をさ

す。

引用文献

- 青野涉 (2008). 被上告人の主張の要旨. <http://www.ne.jp/asahi/remember/chihiro/support/report/009/aono20100126.pdf>. (2018年1月28日参照)
- 朝日新聞 (1998). 犯罪被害者③ サリン事件で突然の死解剖に遺族も傷つく. 朝日新聞 3月17日朝刊.
- 朝日新聞 (2008). 司法解剖、被害者遺族に説明へ 東大法医学教室. 朝日新聞 12月3日夕刊.
- 新恵理 (2009). 司法解剖をめぐる犯罪被害者支援の現状と課題—事件直後からのグリーンケアカウンセリングまで—. 京都産業大学論集 (社会科学系列), 26, 187-206.
- 地下鉄サリン事件被害者の会 (2004). それでも生きていく—地下鉄サリン事件被害者手記集—. サンマーク出版.
- 藤井誠二 (2007). 殺された側の論理—犯罪被害者遺族が望む「罰」と「権利」. 講談社.
- 支倉逸人・杉山昭式・村松正美・米村勇・太田正穂・市瀬正 (1984). 二重轢き交通事故死司法解剖の問題点. 信州医学雑誌, 32 (1), 78-85.
- 8・12連絡会 (1987). おすたかれくいえむ. 毎日新聞社.
- 犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会 (2011). 犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について. <http://www.npa.go.jp/sousa/souichi/gijiyoushi.pdf>. (2018年2月10日参照)
- 北海道新聞 (2001). 分離帯に衝突 さらに車追突 道央道で女性死亡. 10月9日朝刊.
- 北海道新聞 (2006a). 高速の動物事故 キツネ横切り 娘死んだ 室蘭の夫婦 賠償求め訴訟. 2月22日朝刊.
- 北海道新聞 (2006b). キツネ防止策、生かせず 旧道路公団、89年に作成済みだった. 5月20日朝刊.
- 北海道新聞 (2007). 娘の声を聞きながら ある交通死の裁判 下. 7月20日朝刊.
- 北海道新聞 (2008). 高裁で逆転勝訴判決 キツネ回避事故死判決「娘の命 報われる」両親、遺影抱く手に力. 4月19日朝刊.
- 北海道新聞 (2009). 小動物避けようと? 道央道でワゴン車横転1人死亡、1人重態 千歳. 12月13日朝刊.
- 北海道新聞 (2010). 道央道でキツネ避け事故死 旧公団に管理責任なし 最高裁判決 両親が逆転敗訴. 3月3日朝刊.
- 本郷由美子 (2003). 虹とひまわりの娘. 講談社.
- 飯塚訓 (2015). 墜落遺体一御巢鷹山の日航機123便—. 講談社.
- 岩瀬博太郎・柳原三佳 (2007). 焼かれる前に語れ—司法解剖医が聴いた、哀しき「遺体の声」—. WAVE出版.
- 海堂尊 (2008). 死因不明社会—Aiが拓く新しい医療—. 講談社.
- 海堂尊 (2011). 第1章 Aiの概念. 海堂尊 (編著) 死因不明社会 2—なぜ Aiが必要なのか—. 講談社. pp.10-36.
- 海堂尊 (2012). ほんとうの診断学—「死因不明社会」を許さない—. 新潮社.
- 警察庁 (2012). 警察における死因究明等の推進 第2回 死因究明等推進計画検討会 配布資料2. <http://www8.cao.go.jp/kyuumei/investigative/20121116/siryou2.pdf>. (2018年2月10日参照)
- 小西聖子 (2001). 犯罪被害者遺族—トラウマとサポート—. 東京書籍.
- 内閣府 (2014). 死因究明等推進計画. <http://www8.cao.go.jp/kyuumei/law/keikaku.pdf>. (2018年2月10日参照)
- 日本医師会死亡時画像病理診断活用に関する検討委員会 (2009). 死亡時画像病理診断 (Ai) 活用に関する検討委員会 第二次中間報告 死亡時画像病理診断 (Ai) の実態の把握及び今後の死亡時医学検索の具体的な展開の方途について. [http://www.wam.go.jp/wamappl/bb13gs40.nsf/0/455ecce54f3edbf249257760002b0323/\\$FILE/20100714_8shiryou2-1.pdf](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb13gs40.nsf/0/455ecce54f3edbf249257760002b0323/$FILE/20100714_8shiryou2-1.pdf). (2018年2月10日参照)
- 野田正彰 (2005). 喪の途上にて—大事故遺族の悲哀の研究—. 岩波書店.
- 緒方康介・西由布子・前田均 (2003). 犯罪・事故関連死亡者の精神・心理的反応—司法解剖例についての調査—. 賠償科学, 30, 69-75.
- オートプシー・イメージング学会 (2012). 趣意書. <https://plaza.umin.ac.jp/~ai-ai/about/aim.php>. (2018年2月12日参照)
- 酒井肇・酒井智恵 (2004). 第4章「二次被害」と向き合う. 酒井肇・池楚聡・石倉哲也・酒井智恵 (著) 犯罪被害者支援とは何か 付属池田小事件の遺族と支援者による共同発信. ミネルヴァ書房. pp.81-93.
- 死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会 (2011). 死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会 報告書. <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j3a1-att/2r9852000001j3dr.pdf>. (2018年2月10日参照)
- 塩谷清司・河野元嗣・菊地和徳・早川秀幸 (2012). 死後CT、死後MRIを用いたオートプシー・イメージングによる死因スクリーニング—その利点、欠点 大和証券ヘルス—. 財団研究業績集, 35, 16-20.
- 高野英行 (2011). 第5章 Aiと司法. 海堂尊 (編著) 死因不明社会 2—なぜ Aiが必要なのか—. 講談社. pp.159-186.
- 武市尚子 (2003). 病理解剖—司法解剖後の検体・遺体の取扱い—法医学研究者の立場から—. ジュリスト, 1244, 218-221.
- 武市尚子・吉田謙一・稲葉一人 (2004). 司法解剖における遺族への情報開示の問題点—アンケート調査に基づいて—. 法学セミナー, 595, 76-80.
- 辻村 (伊藤) 貴子 (2010). 司法解剖からみる死因究明制度の問題点. 医学のあゆみ, 235 (2), 185-188.
- 辻村 (伊藤) 貴子 (2011). 司法解剖をめぐる遺族の苦

- 悩と対応のあり方. ト라우マティック・ストレス, 9, 199-207.
- 辻村（伊藤）貴子（2015）. 交通事故被害者遺族への対応—司法解剖との関係において—. 国際交通安全学雑誌, 40, 62-68.
- 東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会（2014）. 司法解剖の開示結果に関する検討報告書. <https://www.toben.or.jp/know/iinkai/iryuu/pdf/201403shihokaibou.pdf>. (2018年2月10日)
- 山本正二（2016）. 死亡時画像診断（Ai）の教えるもの. 日本麻酔臨床学会誌, 36, 84-91.
- 養老孟司（2014）. 死の壁. 新潮社.

（受稿：2018年3月15日 受理：2018年4月4日）